

令和3年10月12日

各 位

兵庫県立伊川谷高等学校

公開見積合せの実施について

兵庫県立伊川谷高等学校では、兵庫県教育委員会の指針に従い「県立学校における BYOD 導入による 1 人 1 台端末導入」の実現に向け、来年度入学生から導入するタブレット端末の機種選定について検討を重ねていましたが、このたびその仕様がまとまりました。

ついては、タブレット端末を調達する業者を選定するため、公開見積合わせを実施しますので、参加を希望される方は、別添説明書及び仕様書を熟知のうえ、見積書を提出くださいますようお願いいたします。

公開見積合わせ説明書

この説明書は見積参加者が遵守しなければならない事項を記載したものです。

見積参加者は、本説明書の内容を承知の上で、見積りを行わなければなりません。この場合において、仕様について質疑があるときは、下記 7 により説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、仕様についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1 見積に付する事項

兵庫県立伊川谷高等学校 タブレット端末

2 仕様等

別紙仕様書のとおり。

3 見積参加者に必要な資格要件

次の要件のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 見積書提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 3 年 10 月 29 日（金）正午まで

(2) 提出先

〒651-2104 神戸市西区伊川谷町長坂 9 1 0 - 5

兵庫県立伊川谷高等学校 事務室

電話（078）974-5630 F A X（078）974-5631

5 調達案件の公開等

兵庫県立伊川谷高等学校ホームページで令和 3 年 10 月 12 日から 10 月 28 日まで公開します。

6 見積方法

- (1) 見積参加者は、見積書提出期限までに、見積書を直接持参または郵送等により提出してください。期限までに原本が到着したもののみ有効とします。ファクシミリ等による提出は認めません。

なお、郵便事情等により期限までに見積書が到着しなかった場合の責任は一切負いません。

- (2) 見積書は各社指定の様式で差し支えありませんが、次に掲げる記載事項を満たしてください。

ア あて先（「兵庫県立伊川谷高等学校長」としてください。）

イ 見積年月日

ウ 見積額

エ 入札参加資格者名簿の登録番号

オ 住所

カ 氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名をいいます。)

キ 電話番号

- (3) 見積額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び物品見積依頼票に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とします。消費税及び地方消費税を含んだものを円単位で記載してください(1円未満の端数は記載しないでください。)
- (4) 見積参加者は、提出した見積書の引換え、訂正又は取消しをすることができません。

7 質疑等

仕様等に関して質疑がある場合は、別添質疑書を令和3年10月22日（金）17:00 までに FAX にて送付してください。

なお、電話でのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

【質疑書送付先】

〒651-2104 神戸市西区伊川谷町長坂9 1 0 - 5

兵庫県立伊川谷高等学校 事務室

電話（078）974-5630 F A X （078）974-5631

8 同等品の確認

- (1) 見積参加者は、原則として物品見積依頼票に示した規格の物品を見積もらなければなりません。ただし、同等品での見積りを認める旨記載されている場合は、同等品候補が確認できるカタログ等を添付して提出してください。
- 同等品確認期限：見積書提出期限の2日前の16:30 まで

- (2) 同等品の申請内容に、虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様要件を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属します。

9 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積もったもの
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一案件について、二以上の見積りをした者の見積書全部
- (4) 一つの見積書に、二以上の案件に係る見積りをした者の見積書全部
- (5) 見積参加者が連合して見積もったもの
- (6) 見積書を訂正したもの
- (7) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 見積書の提出期限までに到着しなかったもの
- (10) 本説明書に示した諸条件、その他見積りに関する条件に違反したもの

10 見積合せの方法

見積合せは、見積書提出期限日の午後から行います。この時、見積者は立会できません。

11 契約の相手方の決定方法と結果の公表

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方として決定します。
- (2) 決定となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該調達事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定します。
- (3) 見積合わせの結果は、見積を行った者に電話で通知します

12 見積合せの不調

見積書提出期限までに見積書の提出がない場合又は予定価格の制限の範囲内で有効な見積りを行った者がいない場合は、不調とします。

13 その他

- (1) 見積参加者又は契約の相手方が公開見積合わせに関して要したすべての費用は、当該見積参加者又は当該契約の相手方が負担することとします。
- (2) 本校は、契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積参加者に追加資料の提出を求めることができることとします。
- (3) 本校から提供を受けた文書、電子データ等（本説明書を含む。）について、才公開見積合わせ以外の目的に使用してはなりません。

- (4) 公開見積合わせに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 都合により、見積合わせを中止することがあります。
- (6) この説明書に定めのない事項は、兵庫県財務規則及びその他法令等の規定によります。